

○新宿区立新宿スポーツセンター条例

平成17年6月20日

条例第47号

改正 平成19年12月12日条例第63号

(設置)

第1条 区民のスポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るため、新宿区立新宿スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 スポーツセンターの位置は、東京都新宿区大久保三丁目5番1号とする。

(事業)

第3条 スポーツセンターにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) スポーツセンターの利用に関すること。
- (2) スポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- (3) スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。
- (4) その他スポーツ活動及びレクリエーション活動の振興に関し、区長が必要と認める事業

(平19条例63・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 スポーツセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第19条に規定する団体登録、第20条に規定する利用の承認、第21条に規定する利用の不承認及び第22条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 第25条に規定する利用料金の納入、第27条に規定する利用料金の減免及び第28条に規定する利用料金の返還に関する業務
- (4) スポーツセンターの施設、附帯設備その他の設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(5) その他スポーツセンターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(平19条例63・一部改正)

(公募及び申請)

第6条 区長は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) スポーツセンターの事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類

(平19条例63・一部改正)

(選定の方法及び基準)

第7条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、スポーツセンターの管理を行わせるに最も相当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、スポーツセンターを利用するものの平等な利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、スポーツセンターを利用するものへのサービスの向上を図るものであること。

(3) 事業計画書の内容が、スポーツセンターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。

(4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(5) その他区長がスポーツセンターの指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

(平19条例63・一部改正)

(選定の結果の通知)

第8条 区長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知しなければならない。

(平19条例63・一部改正)

(再度の選定)

第9条 区長は、第7条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した申請団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申請団体の中から、再び、同条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、スポーツセンターの管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があった場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(平19条例63・一部改正)

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 第15条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(平19条例63・一部改正)

(協定の締結)

第12条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者は、スポーツセンターの管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) スポーツセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (3) 管理経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項

- (6) 第15条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) スポーツセンターの管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
- (8) その他スポーツセンターの管理に関し、区が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第15条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
- (2) 当該年度のスポーツセンターの利用状況
- (3) 当該年度の利用料金の収入の実績
- (4) 当該年度の管理経費の収支状況
- (5) その他区長がスポーツセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(平19条例63・一部改正)

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 区長は、スポーツセンターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(平19条例63・一部改正)

(指定の取消し等)

第15条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者によるスポーツセンターの管理を継続することが適当でないと認められるとき。

(開館時間)

第16条 スポーツセンターの開館時間は、午前8時45分から午後10時15分までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認

を受けて、同項本文に規定する開館時間を変更することができる。

(平19条例63・一部改正)

(休館日)

第17条 スポーツセンターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第4月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平19条例63・一部改正)

(利用区分)

第18条 スポーツセンターの利用区分は、貸切利用及び個人利用とする。

2 貸切利用及び個人利用を行う施設におけるそれぞれの利用区分の割り振りは、日又は時間を単位として、区長の承認を受けて、あらかじめ指定管理者が定める。

(平19条例63・一部改正)

(団体登録)

第19条 規則で定める要件を満たす団体は、団体登録を行うことができる。

2 前項の団体登録を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、指定管理者に団体登録の申請をし、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を受けた団体が、第1項の要件を満たさなくなったときその他規則で定める場合に該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(利用の承認等)

第20条 スポーツセンターを利用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前条第1項の団体登録を行った団体及び区長が特に認めるものは、規則で定めるところにより、その他のものに先行して貸切利用に係る前項の規定による申請を行うことができる。

3 指定管理者は、第1項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、スポーツセンターの管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。

4 利用の取消しの申出をすることなくスポーツセンターを利用しなかったものその他の規則で定める事由に該当するものは、規則で定める期間、第1項の規定による申請をすることができない。ただし、利用の取消しの申出をしなかったことその他の規則で定める事由に該当することにつき当該利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)の責めに帰することができない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(平19条例63・一部改正)

(利用の不承認)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他スポーツセンターの管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又はスポーツセンターの利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用者が当該利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が当該利用承認の内容の変更を申し出たとき。
- (3) 前条第1号又は第2号に該当するとき。
- (4) 利用者が当該利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(この条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあつては、当該変更後の条件)を遵守しなかったとき。
- (5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (6) 利用者が偽りの内容により第20条第1項の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (7) 利用者が災害その他の事故によりスポーツセンターを利用できなくなったとき。
- (8) 公益上必要があると認められるとき。
- (9) その他指定管理者がスポーツセンターの管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、スポーツセンターを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな

らない。

(施設等の変更等の禁止)

第24条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第25条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、駐車場の利用に係る利用料金については、駐車場の利用を終了する際に指定管理者にこれを納入しなければならない。

(利用料金の決定等)

第26条 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、第1項の規定により定められた利用料金について、区民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第28条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、既に納めた利用料金の全部又は一部を返還する。

(1) スポーツセンターを利用できないことについて利用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。

(2) 利用者が、スポーツセンターを利用する日前の規則で定める日までに、当該利用の取消し又は当該利用承認の内容の変更(利用料金を減ずることとなる変更に限る。)の申出をしたとき。

(3) その他区長が特に必要があると認めるとき。

(平19条例63・一部改正)

(原状回復の義務)

第29条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、

直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 利用者は、その利用を終了したとき又は第22条の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平19条例63・一部改正)

(損害賠償の義務)

第30条 指定管理者及び利用者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平19条例63・一部改正)

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例63・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。
- 3 新宿区立総合体育館条例を廃止する条例(平成17年新宿区条例第46号)による廃止前の新宿区立総合体育館条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項の規定により受けたこの条例の施行の日以後の新宿区立総合体育館1号館の使用に係る承認は、第20条第1項の規定により受けたスポーツセンターの利用に係る承認とみなす。この場合において、第25条第1項に規定する利用料金については、これを旧条例第4条に規定する使用料とし、その納入、減免及び返還に係る手続については、なお従前の例による。
- 4 第16条第1項の規定の適用については、平成18年4月1日から同年6月30日までの間においては、同項中「午後10時15分」とあるのは、「午後9時15分」とする。
- 5 第26条第1項に規定する利用料金(貸切利用に係るものに限る。以下この項において同じ。)は、平成18年7月1日以後の利用に対して適用し、同日前の利用における利用料金は、次の表に定める額とする。

施設		区分		午前	午後	夜間	全日
				午前9時00分～ 午後0時30分	午後1時00分～ 午後4時30分	午後5時00分～ 午後9時00分	午前9時00分～ 午後9時00分
大体	全面利用			40,500円	40,500円	60,300円	141,300円
育室	一部 利用	半面		20,300円	20,300円	30,200円	70,800円
		3分の1面		13,500円	13,500円	20,100円	47,100円
小体育室				13,600円	13,600円	15,400円	42,600円
第1武道場				7,500円	7,500円	8,600円	23,600円
第2武道場				7,500円	7,500円	8,600円	23,600円
洋弓場				9,700円	9,700円	11,100円	30,500円
幼児体育室				4,100円	4,100円	5,000円	13,200円
多目的コート				7,800円	7,800円	8,800円	24,400円
プー ル	全面利用			62,800円	62,800円	71,800円	197,400円
	一部 利用	一 般 用	全面	53,400円	53,400円	61,200円	168,000円
			半面	26,700円	26,700円	30,600円	84,000円
	幼児用			9,400円	9,400円	10,600円	29,400円
大会議室				3,800円	3,800円	4,300円	11,900円
小会議室				2,400円	2,400円	2,900円	7,700円

備考 利用時間の超過又は繰上げは、原則として認めない。ただし、指定管理者が利用時間の超過又は繰上げを特に認めた場合は、超過又は繰上げ時間1時間(1時間に満たない時間は、1時間とみなす。)につき、利用料金の1時間単位の額の3割増に相当する額を徴収する。

- 6 第26条第1項に規定する利用料金(附帯設備に係るものに限る。以下この項において同じ。)は、平成18年7月1日以後の利用に対して適用し、同日前の利用における利用料金は、1日当たり3万円を上限として規則で定める額とする。
- 7 別表の備考の規定の適用については、平成18年4月1日から同年6月30日までの間の利用に限り、同表の備考中「午後10時」とあるのは「午後9時」と、「午後10時15分」とあるのは「午後9時15分」とする。

附 則(平成19年12月12日条例第63号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 附則第4項中新宿区立新宿スポーツセンター条例(平成17年新宿区条例第47号)第31条の改正規定

(新宿区立大久保スポーツプラザ条例等の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際、附則第2項から前項までの規定による改正前の新宿区立大久保スポーツプラザ条例、新宿区立区民ギャラリー条例、新宿区立新宿スポーツセンター条例及び新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により新宿区教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの並びに改正前の条例の規定により新宿区教育委員会に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、それぞれ附則第2項から前項までの規定による改正後の新宿区立大久保スポーツプラザ条例、新宿区立区民ギャラリー条例、新宿区立新宿スポーツセンター条例及び新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の相当規定により区長が行った処分その他の行為並びに改正後の条例の相当規定により区長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

7 次に掲げる規定は、それぞれ平成20年度以後の年度分の事業報告書について適用し、平成19年度分の事業報告書については、それぞれなお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 附則第4項の規定による改正後の新宿区立新宿スポーツセンター条例第13条の規定別表(第26条関係)

1 施設

施設	区分	貸切利用の金額 (1日当たり)	個人利用の金額 (1日当たり)
大体育室		159,700円	一般 1,400円
小体育室		48,100円	中学生以下 350円
第1武道場		26,600円	
第2武道場		26,600円	
洋弓場		34,400円	
幼児体育室		14,900円	

多目的コート		27,500円	
プール	一般用	1コース当たり 23,700円	一般 2,600円
	幼児用		中学生以下 650円
大会議室		13,400円	
小会議室		8,700円	
トレーニング室			一般 1,700円 中学生以下 450円

2 附帯設備及び駐車場

区分	金額
附帯設備	1日当たり 30,000円
駐車場	1時間当たり 300円

備考 1日の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、駐車場の利用時間は、午前8時45分から午後10時15分までとする。